役員の報酬並びに費用に関する規程

第1節 総則

第1条 [目的]

この規程は、一般社団法人日本ハンドボールリーグ(以下「JHL」という。)定款第 28 条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成 18 年法律第 48 号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第2条 [定義]

- (1) この規程において、役員とは理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる業務及び勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

第2節 役員報酬

第3条 [報酬]

この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員に支給する月額報酬
- (2) 非常勤役員に対し、別に定める会議への出席の都度支給する日当
 - ① 下記への出席の都度支給する日当

理事会 20,000円

その他会議等 20,000円

- ② 担当業務に対する月額報酬
- (3) この法人から役員等に対して出張を依頼する際、別に定める出張旅費規程に基づき支給する日当

第4条 [費用]

役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費含む。)および手数料等の経費は、 費用として報酬等と明確に区別しなければならない。

第5条 [報酬等の額の決定]

常勤役員の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、理事会の承認を経て代表理事(理事長)が決定する。

第6条 [月額報酬]

月額報酬を毎月支給する。支給日、支給方法ならびに本給より控除する額等支給に関する実務的な詳細は、本規程に定める他、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

第7条 [支給日等]

- (1) 月額報酬の支給日は、毎月20日とする。 ただし、当該日が休日に当たるときは、その前勤務日とする。
- (2) 月の初日以外の日において就任または月の末日以外の日において退任した常勤役員の報酬は、当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。
- (3) 前項にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した常勤役員に対する当該月分の月額報酬は第6条に規定する額の全額を支給する。

第8条 [出張時の日当]

この法人が役員等に対して出張を依頼するときは、別に定める出張旅費規程に基づき、日当を支給する。

第9条 [費用の支払い]

- (1) JHLは、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。
- (2) 通勤手当については、JHLの職員の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

第3節 補則

第10条[改廃]

この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

第11条[補則]

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第12条 [施行]

この規程は、社員総会の議決を受けて2021年7月1日から施行する。

別紙:役員報酬表(単位:円)

1 1/	
号俸	月額
1	100,000
2	150, 000
3	200, 000
4	250, 000
5	300, 000
6	350, 000
7	400,000
8	450, 000
9	500, 000
1 0	550, 000
1 1	600, 000
1 2	650, 000
1 3	700, 000
1 4	750, 000
1 5	800, 000
1 6	850, 000
1 7	900, 000
1 8	950, 000
1 9	1, 000, 000
2 0	1, 050, 000
2 1	1, 100, 000
2 2	1, 150, 000
2 3	1, 200, 000
2 4	1, 250, 000
2 5	1, 300, 000
2 6	1, 350, 000
2 7	1, 400, 000
2 8	1, 450, 000
2 9	1, 500, 000
3 0	1, 550, 000
3 1	1, 600, 000
3 2	1, 700, 000
3 3	1, 750, 000
3 4	1, 800, 000
3 5	1, 850, 000
3 6	1, 900, 000
3 7	1, 950, 000
3 8	2, 000, 000
-	•